「温室効果ガス算定排出量の報告等に関する命令の一部を改正する命令」の概要

1. 改正の趣旨

本省令は、平成20年第169回通常国会において成立した地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行及び地球温暖化対策の推進に関する法律施行令の一部改正に併せて、特定排出者が行う報告事項、調整後温室効果ガス排出量の報告に係る規定、調整後排出係数の公表に係る規定等を定めるもの。

2. 主な改正事項

- (1) 特定事業所排出者の排出量の報告期限を6月末までから7月末までに見直す。
- (2) 特定事業所排出者に係る報告事項を以下のとおりとする。
 - ①法人の名称、住所等 ②常時使用される従業員の数 ③行われる事業
 - ④ガスごとの実排出量 ⑤調整後温室効果ガス排出量及び関連事項
 - ※「調整後温室効果ガス排出量」
 - : 「調整後温室効果ガス排出量」とは、特定排出者が事業活動に伴い排出した温室効果ガスの排出量を、京都議定書第三条の規定に基づく約束を履行するために特定排出者が自主的に取得し国の管理口座へ移転した算定割当量、特定排出者が取得等をした国内認証排出削減量等を勘案して、環境大臣及び経済産業大臣が定める方法により調整して得た温室効果ガスの排出量をいう。

「国内認証排出削減量」

- : 国内における他の者の温室効果ガスの排出の抑制等に寄与する各種の取組により削減等がされた二酸化炭素の量として、環境大臣及び経済産業大臣が定めるものをいう。
- (3) 特定事業所に係る報告事項を以下のとおりとする。
 - ①特定事業所の名称・所在地 ②行われる事業 ③ガスごとの実排出量 ※特定事業所は以下の要件を満たす事業所をいう。

(現行制度の報告対象となる事業所の要件と同様)

- ・エネルギー起源CO₂:前年度における原油換算エネルギー使用量が1,500kL 以上となる 事業所
- ・エネルギー起源CO2以外の温室効果ガス
 - : 年間の排出量が温室効果ガスの種類ごとに3,000t-C02以上の事業所
- (4) 排出量の報告に併せて行う説明事項を以下のとおりとする。
 - ①政省令に定める係数又は算定方法と異なる係数又は算定方法を用いて排出量を算 定した場合には当該係数又は算定方法
 - ②電気の使用に伴い排出された二酸化炭素の排出量の算定に用いた排出係数 (電気事業者ごとの係数、実測等に基づき算出された係数又は代替値)
- (5) 定型的な約款による契約に基づき、特定の商標、商号その他の表示を使用させ、 商品の販売又は役務の提供に関する方法を指定し、かつ、継続的に経営に関する指

導を行う事業であって、当該約款に以下の事項に関する定めがある者を「連鎖化事業者」(フランチャイズチェーン)とする。

- ①エネルギー起源 CO2:以下の事項
 - イ エネルギーの使用の状況の報告に関する事項
 - ロ 空気調和設備、冷凍機器若しくは冷蔵機器、照明器具又は調理用機器若しく は加熱用機器の機種、性能又は使用方法の指定に関する事項
- ②エネルギー起源 CO2以外の温室効果ガス:以下の事項
 - イ 温室効果ガスの排出を伴う事業活動の状況の報告に関する事項
 - ロ イの報告に係る温室効果ガスの種類に応じ、それぞれの排出を伴う事業活動 に係る設備の機種、性能又は使用方法の指定に関する事項
- (6) 以下の排出量に係る権利利益保護請求の処理手続を定める。
 - ①特定事業所排出者に係る実排出量
 - ②特定事業所に係る実排出量
 - ③特定事業所排出者に係る調整後温室効果ガス排出量
- (7) 事業所管大臣が行う排出量の集計の方法を以下のとおりとする。
 - ①特定事業所排出者の実排出量については、企業その他の事業者(国・地方公共団体含む。)ごと及び業種ごとに集計
 - ②特定事業所の実排出量については、都道府県ごとに集計
 - ③特定事業所排出者の調整後温室効果ガス排出量については、企業その他の事業者 (国・地方公共団体含む。)ごとに集計
- (8) 特定事業所排出者が2以上の事業を行っている場合の報告先を、特定事業所排出者に係る事業の所管大臣とする。
- (9) 環境大臣・経産大臣は、調整後排出係数を公表することとする。
- (10) その他
 - 特定事業所排出者が発電所・熱供給施設を設置している場合の報告方法(配分前排出量と配分後排出量の報告)
 - 主務大臣の権限委任規定の整備
 - ・ その他所要の改正

3. 施行期日

- 公布日(平成22年度以降に行う排出量の報告分から適用)
- ・ 平成22年度に限り、報告期限及び権利利益の保護請求の期限を11月末までとする。
- ・ HFC、PFC 及び SF6の報告については、排出量の算定期間が、暦年単位(1月1日 から12月31日まで)とされていることを考慮し、平成22年度の排出量報告(平成21年 度排出量の算定)に限り、暦年単位又は年度単位のどちらかで算定をし、報告することを可能とする。